

# 歯科技工所運営対策情報

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出が義務づけられています。

歯科技工所を運営する皆さんは、石膏等の産業廃棄物（以下、「産廃物」）を産廃物処理業者（収集運搬業者、処分業者）へ委託し適正に処理されていることと思います。

これまで、産廃物の処理状況についての報告を歯科技工所が行う必要はありませんでしたが、平成20年度より「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下、「報告書」）の提出が義務づけられています。

今回は、その内容についてお知らせするとともに、電子マニフェストと紙マニフェストの運用について紹介いたします。

## 1. 報告書の提出義務

産廃物の処理については、排出事業者（歯科技工所）が処理状況等を自ら把握するため、産廃物処理業者へ委託する際にはマニフェストの交付が義務付けられています。

また、行政が産廃物処理の流れをマニフェストにより把握できるよう、排出事業者（歯科技工所）に対し報告書の提出を義務づけています。ただし、平成19年度までは提出義務が猶予されており、平成20年度より報告書の提出が義務づけられることになりました。

※根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）第12条の3第6項等。

### 報告義務の対象

マニフェストを交付した（産廃物処理業者に委託した）全ての歯科技工所。

### 報告の内容

各年度のマニフェスト交付状況等（マニフェスト記載事項が主）。

⇒報告する対象期間は4月1日～翌年3月31日。平成21年度に報告するのは、平成20年4月1日～平成21年3月31日のマニフェスト交付状況等となります。

### 報告書の提出先

歯科技工所を管轄する都道府県、政令市。

⇒報告書様式については、都道府県、政令市において用意されているケースが多い。

### 報告の期限

その年の4月1日～6月30日（今回は平成21年4月1日～平成21年6月30日）。

※報告の方法等詳細については、歯科技工所を管轄する都道府県、政令市の担当部署（環境局、環境部等）にお問い合わせ下さい。

## 2. マニフェストの選択（電子マニフェストと紙マニフェスト）

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出も念頭に置いた上で、電子マニフェストと紙マニフェストを比較検討（下記、運用比較表参照）し、それぞれの歯科技工所に合った方法を選択して下さい。

なお、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部において、平成22年度までの電子マニフェスト普及率50%の目標が設定されています。また、電子マニフェストを利用した場合、廃棄物処理法第12条の5第8項の規定に基づき、（財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター（以下、「情報処理センター」）が都道府県、政令市へ報告するため、歯科技工所における「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出は不要となります。

### ◎電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	電子マニフェスト	紙マニフェスト
歯科技工所 (排出事業者)	<p>●マニフェストの登録 産廃物を産廃物処理業者（収集運搬業者、処分業者）に引き渡した日から3日以内（産廃物を引き渡した日は含まない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録。</p> <p>●処理終了確認 情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）によって確認。</p> <p>●マニフェストの保存 マニフェストの保存は不要（情報処理センターが保存）。</p> <p>●マニフェストに関する行政報告 電子マニフェスト利用分は情報処理センターが都道府県、政令市に報告するため、歯科技工所からの報告は不要。</p>	<p>●マニフェストの交付 産廃物を産廃物処理業者（収集運搬業者、処分業者）に引き渡しと同時にマニフェストを交付。</p> <p>●処理終了確認 B2票の回収、A票と照合により運搬終了を確認。D表の回収、A票と照合により中間処理終了を確認。E表の回収、A票と照合により最終処理終了を確認。 ※A票：歯科技工所控え。</p> <p>●マニフェストの保存 歯科技工所は、産廃物処理業者（収集運搬業者、処分業者）より送られてきたB2票、D表、E表を5年間保存。</p> <p>●マニフェストに関する行政報告 歯科技工所自らが都道府県、政令市に報告書を提出。</p>

※①電子マニフェスト制度を選択する場合は、歯科技工所、委託する産廃物処理業者（収集運搬業者、処分業者）ともに加入する必要があります。

※②電子マニフェスト制度に関する問い合わせ先

（財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

・ホームページ：<http://jwnet.or.jp/>

・サポートセンター（月～金曜日の午前9時～午後5時）

TEL：03-5811-8296 FAX：03-5811-8277